

第百二十三回 参議院建設委員会會議録第六号

(一九〇)

平成四年五月二十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十日

辞任

松本 英一君

渡辺 四郎君

補欠選任

三上 隆雄君

三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長

山本 正和君

理事

井上 章平君

石井 一二君

種田 誠君

山田 勇君

委員

石原健太郎君

石渡 清元君

斎掛 哲男君

坂野 重信君

青木 新次君

三重野栄子君

三上 隆雄君

中川 嘉美君

上田耕一郎君

山田耕三郎君

事務局側

常任委員会専門員

駒澤 一夫君

参考人

慶應義塾大学教授

元横手市長

岡山大学教授

伊藤 滋君

千田 謙蔵君

森瀬健一郎君

本日の会議に付した案件
○地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本正和君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十日、渡辺四郎君及び松本英一君が委員を辞任され、その補欠として三重野栄子君及び三上隆雄君が選任されました。

○委員長(山本正和君) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案を議題とし、参考人からの意見を聴取いたします。

本日、参考人として慶應義塾大学教授伊藤滋君、元横手市長千田謙蔵君、岡山大学教授森瀬健一郎君の三名の方々に御出席を願っております。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。皆様からの忌憚のない御意見を賜りまして、法案審査の参考にいたしたいと存じます。

これより参考人の方々に順次御意見を述べ願うわけでございますが、議事の進行上、最初に参考人の方々からお一人十五分程度の御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただく方法を進めてまいりたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず伊藤参考人からお願い申し上げます。○参考人(伊藤滋君) 慶應義塾大学におります伊藤でございます。

本国会で御審議中のいわゆる地方拠点都市法でございますが、私は、この法案は国土のこれからの将来の構造のあるべき姿、それから日本の都市空間の将来のあるべき姿について大変有益な法案であると思っております。まずは、ぜひこの法案について積極的に国会として御審議をいただきたいと思っております。

いわゆる地方拠点都市法は、私が伺っておりますところでは、各道県において県庁所在都市に次ぐ二番目もしくは三番目の都市について重点を置いた都市空間の整備をするというところに焦点を当てられていくということでございます。

これらの二番目、三番目の都市というのは考えてみますと、御存じだと思いますが、非常に県庁所在地よりは多様な性格を持っていると思っております。私はよく高岡市、長岡市、あるいは米沢市などに仕事の関係で伺っておりますが、こういう都市に参りますと、江戸のころからの歴史のにおいというものを非常に強く感じます。場合によつては、これらの都市に住んでおられる方、仕事をされているお方の矜持というものは県庁所在都市よりも高いということもございまして、こういう都市がかなり多く人口規模として第二、第三の都市に存在しているかと思ひます。

もう一つ大きい特徴としましては、明治以降の日本の産業、特に戦争前の日本の産業を支えてきた都市が二番目、三番目の都市にあるかと思ひます。例えば足利なんかもうそうかと思ひますし、あるいは福島で言いますと郡山なんかもうそうかと思ひます。

このような地方拠点都市法が重点を置きます都市というのは、かなり乱暴に整理いたしますと、文化的なにおいが非常に強かつた都市、それから日本の経済を特に明治以降の前半を支えてきた都市、こういう都市が現在非常に都市の力が衰退してきている、そういう状況になってきていると思ひます。

これらの都市に關しまして、私は率直なところを申し上げますと、急速に経済的な意味で力を回復し、非常に短い時間に若年人口をもう一回大都会から吸収するというふうには私は軽々に感じておりませんが、重要なことは、こういう既に歴史的に、あるいはかつての伝統文化、伝統技術的な大きな資産を抱えている都市に対して戦後どれぐらい日本の都市政策、国土政策が重きを置いてきたかという点について、私はかなり反省すべき点があるんではないかと思っております。

都市化社会の中で私たちは非常に大衆消費の生活になれてきているわけですが、消費生活というものを考えてみますと、その反面に、美しさとか、文化の持つ精神的な深みとか、そういうものを一体どこに置いてきたのかということがよく目につくわけでございます。

余りかた苦しいことを言わないで、これらの都市について一番何が問題かといいますと、すぐ目につくのは、例えば、駅におりまして、駅前たたずまい、商店街のたたずまいを見ますと、いかにこの都市が昔あるいは現在でも伝統文化に支えられていて申しましても、こういう駅前の大衆消費を具体的に営んでいるところの市街地の空間というのは、まことに粗末な町が多いということです。これは多分、こういう都市づくりに対して、県庁所在都市とか、あるいはより大きい、国土庁の定義で申しますと地方中核都市的な都市整備の方法というものを余り深く考えないでそのまま使っているというふうなこともあるのではないかと思います。地方拠点都市法で考えられる二番目、三番目の都市は、県庁都市の駅前とは違う駅前市街地の空間というのがあるでございまいしょう。

し、県庁都市の市街地とは違う住宅地空間があるのではないかと思っております。

それから、次に私が申し上げたいことは、こういう地方都市に対して、これまで皆が議論しておりますように、例えば努力すれば人口がふえる、努力すればすべての都市で産業が栄える、こういう考え方を必ずしも私はこれから持つ必要がないんではないかと思っております。例えば、最近の建設省の資料でもおわかりだと思いますが、大都会に住むサラリーマンに対してまして、地方都市に行きたいかどうかといったときに、若者は余りそういうことに関心を持ちませんが、高齢のサラリーマンになってまいりますと、退職後は地方都市へ行って住みたい、かつて自分が出てきた故郷に戻ってそこで生活をしたというように希望がかなり大きくなってきているということも伺っております。そういうふうなことを考えてまいりますと、場合によっては、都市に住む人たちの平均年齢が高くなると、落ちついて町全体がゆったりとしたそういう都市があつてもいいのではないかと思っております。

こういう都市は既にドイツあるいはイギリス、北欧にございます。こういう国家の地方都市に参りますと、そういう雰囲気を持たえて非常に質が整った、小さくてもびかつと光るようなそういう都市を幾つか散見することができるところです。あるいはそういう都市が幾つかあつたところにすばらしい道路ができてまして、都市圏あるいは地域として全体が体系化されて、それが重要な地方の新しい観光産業として成り立っているという場合もございます。

そういうふうなことを考えてまいりますと、地方都市で整備すべきことというのは、まずは地方都市らしい形態美、空間の美しさ、そういうものも基本的に考えていく必要があるのではないかと。そうなるまいりますと、都市であるといふながらも、河川環境とか、あるいは公園の拡充とか、あるいは都市の中の森林資源のより質的な美しさを保っていくこととか、あるいは都市周辺の農村

環境をよくするとか、こういうような問題が非常に私は重要になってくるかと思っております。

ドイツの都市が何ゆえに私たちに大きな魅力を持たせているかと申しますと、これは、地方都市それぞれにかつての十八世紀の領主が持つておりました森林を都市林として市街地の近くに市民の重要な緑の空間として持つておるからであります。こういう都市林があるからこそ、ドイツの都市というのは非常に美しい姿をつくり出している。振り返ってみまして、現在の地方都市に果たしてそれだけのことを我々はやってきたか、そういう点に大変大きな問題があるのではないかと思っております。

それから、次に申し上げたいことは、このように地方都市のかつての歴史的あるいは伝統技術的なそういう都市空間を大事にするということに申しまして、現在の日本の社会では、一つの都市が独立都市として自給自足的な形ではもはや存在しているわけではございません。必ずこれらの都市はより上位の都市あるいはその都市を囲む農村社会に対して非常に到達しやすい交通条件を備えているということが重要かと思っております。

農村社会につきましても、農村に対してより非常に車を運転しやすい道路が整備されれば、農村集落というのはそれ自身が非常に住宅地として使われることもありましようし、あるいは地方都市の住宅地が先ほど申しましたような文化的なにおいが非常に住宅地になれば、そこにいる人たちがその地方拠点都市から県庁所在地都市あるいはより上位の都市に対してバスや鉄道で通勤することもできる。道路あるいは鉄道のより上位の都市あるいは農村社会へ向かつての整備、こういうことが大変緊急の問題でないかと思っております。

しかしながら、これらの道路について申し上げたいんですが、この道路整備はこれまでと違う道路整備であるべきではないかと思っております。日本の道路というのは多分に経済機能追求ということに焦点を置きまして、道路が周辺の景観ある

いは市街地と調和するようなそういう点についてこれまで少し欠けていたところがあつたんじゃないか。道路自体がすばらしい都市景観であり農村景観である、こういうような配慮もかなり重点を置いていくべきではないかと思っております。

第二、第三のこれらの都市というのは、県庁所在地と違つた、江戸から明治へかけてのそれぞれの地域での中心として地域を支えていた非常に重要な大変誇り高い都市が多分ございます。こういう誇り高い都市を名実ともに、空間的にも文化的な面でも教育の面でも整備をしていくということが、この地方拠点都市法に与えられた課題ではないかと思っております。

そういう点で、単なる財源補助をすればいいとかあるいは税制のことを考えればいいとか、こういうようなこれまでの地方振興法案と違つた、もう少し文化的なおいあるいは精神的なおいが必要だと思ひます。精神的というところと語弊があるかもしれませんが、今、巨大都市では家族の崩壊が起きておりますし、あるいは砂つぶのような人間がいっぱい居住をしております、こういう人間形成が二十一世紀の日本にどういう問題を引き起こすか。多分、非常に危険な要素を持つております。そういう点で、これらの都市に住む市民が非常に健全な家庭と健康な精神を持つて生活し仕事ができる、そういう人たちが少数であつても存在するというのが日本国家のために大変重要なことではないかと思っております。

以上、大体十五分で私の考えを申し上げます。

○委員長(山本正和君) ありがとうございます。

次に千田参考人にお願ひいたします。

○参考人(千田謙蔵君) 私は元横手市長じゃありません。前横手市長でございまして、やめたばかりのぼやぼやの一人でございます。

私は大学を出てから田舎に戻りまして、青年会長とかいろいろやりまして、三期十二年、市会議員をいたしました。三十九歳の非常に未熟者であ

りましたが、市長に当選しまして、五期二十年の間、市長をいたしました。

我が横手市は、人口は少ないのでありますけれども、秋田県で二番目、三番目の町であります、ただいま伊藤先生から大変お褒めをいただいた文化豊かな人間らしい人がたくさん住んでいる町であります。その市長を二十年やりまして、二十年はちょうどいいところだということで、去年の四月三十日の任期満了とともにやめまして、現在は、地方自治の本場でありますヨーロッパのこと、うちの子供が病気をしましてちよいちよいと帰つてきておりますけれども、ボンに行つたりローテンブルクに行つたり、そして地方自治及びECのことについて一生懸命勉強して、何とか新しい動きを地元に入力したいということで頑張つております。

私は、そんなわけで横手で十二年プラス二十年、三十二年の間、地方自治一筋に暮らしてきてわけでありまして、今回問題になつております地方拠点都市の活性化、東京一極集中を是正して豊かな潤いのある地方都市をつくつて、そして国土の均衡ある発展に資する、そういう趣旨には大賛成であります、そのために三十二年間頑張つてきたというふうに御理解いただいても結構ではないかと思っております。

そういう点からこの趣旨には大賛成でありますけれども、私は前々回の国勢調査のときに、秋田県がただ一つ、しかも最初の人口減少県になりましたときに、本当に大きなショックを受けました。

私はいろいろ政策を掲げてやつてゐるわけでありまして、一つは、横手市が到達すべき政策目標として、一つは、先ほど先生からばつと出まして「びつくりしました、私は、『小さくてもきらりと』、小さい町でありますけれどもきらりと光るものがたくさんある、それに市民が誇りと勇気を持つて自分の町をつくらうじやないか、さらにもつときらりと光るものをたくさんつくらうじやないか」ということで、「小さくてもきらりと」、こ

れを一つの政策目標として掲げてやってまいりました。

もう一つは、「秋田県のセカンドシティーをめざして」というのを掲げたわけであります。これは、秋田県が初めての、しかも唯一の人口減少県になったのにかんがみまして補強した政策目標であります。

申し上げますと、秋田県には九つの市があります。秋田市の人口は三十万の人口であります。残りの八つの市は三万台から六万台ぐらいであります。これでは、現在の東京一極集中の政策に抗して地元を守って秋田県を立派に維持していくということは困難であります。やはりこれはセカンドシティーというものを県南、県北につくりまして、まあ、そのセカンドというのには二番目に人口を持つ町だ、こういう意味ではなくて、簡単に言えば要するに第二県都であります。県都の機能を県南、県北、あるいは大きいところはもう一つでもいいでしょうけれども、そこが県都の役目をするようなという仕事をして、お互いにその地域を守ることにやって秋田県を維持していく、こういう政策が必要でないだろうかということであり

ます。

我々横手市民はそれを目指して頑張り、かつそれにこたえるためにその責任、任務を果たすためにもっと頑張らなければいけないという政策目標を出したわけであります。そして営々とやってきたわけでありますから、今回この地方拠点都市地域の整備をするという法律が出ましたことは、本当に我が意を得たりというふうに思っているところでもあります。

しかしながら、これをちよつと拝見いたしますと、第二条に定義がありまして、そういうふうに思つて見たのであります。新聞にも第二、第三というふうに書いてあり、伊藤先生もそうおっしゃいました。この第二条の定義を見ますと、必ずしもそれが明確になっていないので、非常に残念であります。

聞くとこうになりますと、県都も立候補してい

るやに聞いておりました、それでは何のための地方拠点都市であろうか。それじゃテクノポリスとか新産都市をつくったあれと同じじゃないか。そういう点から、今回の地方拠点都市の整備に関するものは、明らかにこれは第二、第三、セカンドシティーを維持発展させて、そして、人口が伸びていくところはいいのでありますけれども、伸びない、あるいはまた活性化していない地域についてはぜひひとつ力をみんなで与える。要するに、これは一つのC-Iではないだろうかという感じもします。そのことによつて相当大きな皆さんの誇りが出るんじゃないか、こういうふうに思うわけ

であります。

そういう点で、第一点としましては、定義を明確化してこの法律の目指すところは地方拠点都市、第二、第三で全体を見て国として必要な都市を強化していく、そして国土の均衡ある発展を図るというところをきちんと出してもらいたいということが非常に多くの地方都市市民に対する大きなインカレッジになるんじゃないか、こういうふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

二番目に、第二条の産業業務施設の定義であります。私がびっくりしたのは、「工場を除く。」というところがちゃんと書いてあることでもあります。これは恐らく、農村工業化配置法とかいろいろたくさんのものがありまして屋上屋を架す必要はないというところで「工場を除く。」と書いたものであります。しょうけれども、業務施設の営業所とか事務所が来ることは非常に結構であります。それを望むのが我々の望みでありますけれども、しかし、やっぱり工場もあつた方がいいんじゃないか、働く場所があつた方がいいんじゃないかというふうに私は思います。

あえて「工場を除く。」と書いたことについて、意味はわかりますけれども、果たしてそういうのが正しいかどうか。法律によるいろいろな規定から、あるいは税制とかいろいろなことでそういうことを書いたと思ひますけれども、趣旨からしましてわざわざ書く必要があるだろうかという

ことを感じた次第であります。

それから三番目に、大臣が基本方針を決めまして、そして最後に基本計画をつくつてやるわけであります。私の長年の経験によりますと、この基本方針を決めて地域を指定するために相当なエネルギーを使う。これは都市間の競争もありますからやむを得ないことでもあります。その次に基本計画を、特に今回は広域ということにしておりまして、広域にしますと恐らくまた市町村の間にもいろいろ、必ずしも外から見ただけで一本化でないものもありまして、我が町、我が村という主張も出ようと思ひます。

こういうことの中で基本計画を明確に決める。これは知事が決めるわけでありまして、主務大臣と協議するわけでありまして、そこが認めるような非常に理路整然たるものをつくるにはなかなか時間がかかると思ひます。そういうことで、基本計画をつくる間に疲れてしまひまして、まあ疲れるという言葉はおかしいのであります。エネルギーがなくなつてしまふというか、基本計画づくりのために時間を費やしてしまふんじゃないか。

決まつた途端に力がなくなつていくことではまたうまくありませんので、できるだけこの法律は上位構想のそういうことを主にしてやるわけでありまして、あとやるのは市町村でありますけれども、そういうところの配慮をすべきでないだろうか。こういうような促進法をつくれれば結構なほど市町村の業務がふえて実際の仕事ができなくなるというふうになる可能性がりますので、まあ競争ですからとらなさいけない、それでますますエネルギーをかけるということもありますので、ぜひひとつその点も御理解のほどをお願いしたいと思ひます。

次に、第十七条に、農山漁村の整備を図る、そして特に「農林漁業の健全な発展との調和に配慮するものとする。」と書いています。私は、これを書いてもらったことは大変ありがたい。しかし、配慮するのはだれがするの、非常に難しいところ

でありまして、これはぜひひとつ国におきまして配慮してもらいたい。所管の省庁はそれぞれの専門でありますけれども、国会議員の先生方は総合的判断をなさる政治家であります。私は、ぜひこの点を申し上げたいと思ひます。

一時、北海道の市長さんから三サンニテツニタという言葉を私は聞きまして。何ででしょうかと聞いたら、三サンとは水産、林産、鉱産である、ニテツとは鉄道と鉄鋼で新日鉄があそこへ来ている、それからニタンとは炭鉱と減反、このタンはちよつと苦しいタンですけれども減反。つまり、北海道は第一次産業が全部やられた。北海道開基百年、先輩がクマやヒグマと森林、ジャングルの中で戦つて開いた北海道が、今、百年にして人口がどんどん減つていく。町村の人たちと話したのでありますけれども、私たちは見るに無残である、ぜひ頑張りたい、涙を流して言つていました。北海道開基百年のときに三産二鉄ニタン、これが地方試験の時代であると私は考えます。地方は一生懸命それに負けまいとみんな頑張つてゐるわけでありまして。

しかし、現在、私は第二の地方試験の時代に来

ているんじゃないかと思ひます。

と申しますのは、第一に巨大スーパーの進出であります。これが大店法の改正、改悪かわかりませんが、そのことによつて非常に入りやすくなりまして、御案内のとおりいろいろなところに、秋田県でも秋田市の郊外に四万平米近い巨大スーパーができるわけであります。そして、高速道路ができますから、これは物すごく、三十分ぐらいで地方都市、拠点都市からほとんどお客さんが来ます。でありますから、地方の商店は壊滅的存在になる。こういうことになります。これで地方拠点都市ができるか。

それから、リゾート法による乱開発。これも心配でありましたけれども、パブル崩壊でなくなつた。そのために地方のリゾートといひますか、レクリエーションによる地方活性化、よくやればできるわけですが、それまた撤退、放棄の運命

にありまして、関心がなくなつた。また荒れ山野が残りそうになつてゐる、こういう状態です。それから、今の農家、農村、農産物の自由化。この三つのことが試験となりまして第二の地方試験の時期に來てゐる、こういうふうには考へておられます。

したがらして、地方中核都市づくり、決してこれは、これを見ますと、ちよつと話がまた前後しますけれども、地方拠点都市地域を決めて、それから拠点地区を決めて、都市計画でありますけれども、拠点整備促進区域というふうにはだんだんだん矮小化してゐるわけでありまして、そういうことで政策を一本化、集中させるということであるかもしれませんが、そういうことだけではなかなか大変でありまして、ぜひ大きな見地から、この三つの第二の試験が地方にかかつてゐる中で地方が負けまいと頑張るわけでありまして、ひとつ皆さんから地方のセカンドステージに対して大きな力を与えてもらひまして、地方が元氣を出して、そして活性化を図り、そして国土の均衡ある発展ができますようにお願いしたいと思ひます。

私はドイツのローテンブルクを見ました。あそこも人口は非常に減つてゐるのでありますけれども、工場も誘致もしております。また農村は非常にきれいで、そして農業の人口、農業で働く人は減りますけれども、農村の人口を減らしたくないということで政府が補助して、セカンドハウス、民宿じやありません、そしてそこに、時短でたくさん時間がありますから家族がみんな来て、そしてよろしくやつてゐます。非常に農村に若い子供の声がたくさんありまして、よかつたなと見てきました。

また、ドイツの場合は特にでありますけれども、百万以上の都市は三つぐらゐしかなくて、みんなそれぞれが地方に割拠してゐるんですね。まさに地方拠点でなくて地方割拠して、それぞれそこで、先ほど伊藤先生も申されましたとおり、みんな元氣に威張つて、この威張つてという言い方

は非常に私はいひと思ひますが、威張つてゐるんですね。我々がドイツを守つてゐるんだ、地方を守つてゐるんだということでありまして、ぜひひとつそれらの意味で、農村地帯の自由化はともかくとして、やはり所得補償して、やつぱり農村に人がゐるようなそういう新しい農山、山村、特に山村であります、山村地帯に住民がゐられるようにある程度所得補償するような、そしてそこで国土を守つていくというふうな人がゐますと、一次産業がなくなります、地方都市、拠点都市もさらに活性化するということになるんじゃないか、こういうふうには思ひますので、この法律を御審議する際に、そういう点をぜひひとつ加えて配慮してもらひまして、そしてすばらしい法律の行政執行ができますようによろしく諸省庁にお話をしたいと思ひたい、こういうふうには思ふ次第であります。

趣旨には賛成であります。いろいろ氣をつければ大変いい法律でありますので、ぜひこれは推進していただきたいという立場であります。以上が私の参考意見であります。

○委員長(山本正和君) ありがとうございます。次に、森澤参考人をお願いいたします。

○参考人(森澤健一郎君) 岡山大学の森澤でございます。文部省で地理学講座を担当して、地理学の中でも特に経済地理学という分野を専攻いたしておりました、その立場から過密過疎というような問題の研究にも手を染めてまいりました。

さて、地方圏の人口減少が広がります、地方全体の活力が低下いたしております。その一方で東京圏では、住宅問題に非常に顕著に見られますように、過密の弊害が深刻化いたしまして、私も地方に住む者の間では、東京に時たまやつてきてぐつたり疲れて帰つて、まあ不謹慎でございますが、東京は人の住むところではないというふうなことをよく申します。このような現実を直視いたします限り、この法律案の提案理由の中で言われました次のような目的、すなわち、地方の自立

的成長の促進を図り東京一極集中を是正して国土の均衡ある発展を実現するという課題、それ自体は大変結構なものと存じます。それどころか、これは現下の我が国におきましては切実な緊急課題と申さなければならぬと思ひます。

しかし、この法律案が通つた場合にここに述べられたような目的が効果的に達成されるかどうかということになりますと、私にいたしましては大きな疑問を感じざるを得ません。と申しますより、否定的な答えを出さざるを得ないのでござい

ます。東京一極集中をこれによつて果たして効果的に緩和できるのかどうかという点についての私見を申し上げます。

ここで効果的な成果を上げるためには、今さら申し上げるまでもなく、この一極集中の原因が明らかにされていなければなりません。資本や人口の東京への一極集中は、もちろんこれは今に始まつたものではなくて、今ではもう二十年あるいは三十年も前のことになりました高度経済成長期に、既に極めて顕著に見られたのでござい

ます。この高度成長期には、重化学部門を中心として工業生産の急成長が目立つたのでござい

ますが、従業者の数で見ますと、当時既に工業生産の現場で働く労働者の急速な増加ぶりにも増して、管理、企画、営業といった部門で働くホワイトカラーの労働者の数が大きく増加いたしました。工場と労働者の地理的分布を見ますと、高度成長期の後半には、工場の地方分散が進みまして、工場労働者の方もそれに伴つて地方で増加いたしました。したが、国全体といたしましては、いわゆる技術革新あるいは合理化の急進展もございまして、工業生産が伸びるほどの勢いではその現場の労働者数はふえませんでした。工業生産の地方分散が少々進みましても、国全体のいろいろな職業、階層の中で従業者数のふえ方の小さい部分が分散するわけ

であると思ひます。この工業の地方分散は、企業がみずからそこに利益を見出して進めたという面に加えて、政府や自治体の政策努力がそれなりに功を奏して進んだという面も小さくはなかつたように考えられます。特に田中内閣のころにおきまして、工場こそ大都市の過密の元凶とみなされまして、その大都市からの追い出しが進められました。こういう工場再配置は、大都市、特に首都東京の機能をい

わゆる中枢管理機能に特化あるいは純化させまして、この機能を効率的に発揮させるようにしていくという都市戦略と対をなすものであつたと申し上げることができると思ひます。

しかし、実はこの中枢管理機能というものの肥大化と東京への異常とも言ふべき集中こそ過密の元凶であつたと申さなければなりません。先ほど申し上げたホワイトカラー労働者の急増も、この中枢管理機能やそれに関連する諸部門、悪く言えばこれに寄生する諸部門が肥大化したことによるところが大きいのでござい

ます。しかも、大企業と中央政府との関係、悪く言えば癒着関係の強まりもありまして、この肥大化した諸部門が大都市、特に東京への集中を強めていきました。

このことに関連して、一橋大学におられた坂本二郎さんが東京本社・大阪現場論を唱えられました。これは早く一九六〇年代のことではござい

ました。それから、堺屋太一さんが本名の池口小太郎というお名前で書かれた「日本の地域構造」という本もござい

よりこの法案で言うところの産業業務施設、すなわち中核管理機能やそれに密接に関連する諸機能を担う施設、つまりオフィスビルなのではなかったのじゃないかと思えます。

時は移りまして、一九七三年の石油危機を契機といたしまして高度経済成長が挫折いたしました。その後しばらく一極集中の勢いは弱まりましたけれども、一九八〇年代に入りまして、今度はいわゆる国際化という要素も加わりまして高度成長期にも増してすさまじい東京一極集中が進行いたしました。そして、一九八七年に策定されました四全総におきましては、このすさまじい東京一極集中を是正するためにということで多極分散型国土の形成ということが唱道されました。

しかし、その具体化といたしましてまず打ち出されました業務核都市の整備と申しますのは、東京を取り巻く近郊の諸都市に中核管理機能の、それも中核性の相対的に弱い部分を分担させようというものでございます。そして、都市部に中核管理機能の中でも財界や各企業にとって戦略的に必要な機能に純化させようとするものにほかなりません。これは広域の東京圏への一極集中を一層強めることにしかならないという批判が出てくるのも当然のことと申せましょう。

これに対して、今度出されました法律案は、産業業務施設すなわち大企業の中核管理機能、情報機能、国際機能を担う施設を全国にわたって、つまり各県に一、二カ所ずつ設定された地方拠点都市地域に再配置しようとしている点で評価できるものであるかのごとくでございます。しかし、その手法といたしましては、地域振興整備公団などによるインフラ整備や税制上の優遇措置など、東京二十三区から地方拠点都市地域に移転してくる企業に何らかのインセンティブを与えようというものであります。この程度のことでは東京の企業が本社機能やそれに準ずる諸機能をたやすく地方に移転させてくるとは考えられないわけでございます。今、東京に集中している企業の本社部門やそれ

に準ずる諸部門は、情報化社会の中にありまして、特にフェース・ツー・フェースでしか得られない情報にかけがえのない価値を見出しつつあるからこそ、この地価の高い混雑をきわめる東京に集中しているのだと思えます。

特に現代資本主義下の大企業というものは、最近はいよいよバブル経済の中で如実に見られましたように、本業での利潤獲得に飽き足らずに、ともすれば投機的な利潤獲得の衝動に突き動かされやすくて、特に中核管理部門の中にはそういう要素が多く含まれているようにうかがわれるのであります。バブルが崩壊して、投機に走りやすい部門を多く抱えた東京圏と地道に生産活動に従事している地方圏との格差が趨勢としては開いているとしても、短期的には多少とも縮小している、そういう最新の地域経済報告が出ております。そのことからこれもこれが逆にうかがわれるわけでございます。

国際化時代といいますが、その中でウェイトを高めた企業の国際機能と言われるものにはいたしましても、外国為替の操作というようないくつかの投機的要素を多く含んでおります。そして、企業はそういう操作に習熟したスタッフを二十四時間体制で働かせるために、目の飛び出るような高家賃を負担しても都心に住まわせるわけでございます。こういう国際業務があるからこそ、いわゆるウオーターフロント再開発で生まれた一カ月の家賃百万前後というような超高層マンションの経営が成り立ち得る事例も生じたわけでありまして、

こういう投機的な業務においては、データ通信などで得られる定型的な情報では間に合わず、都心部の高級料亭などで得られるフェース・ツー・フェースの生きた情報が不可欠とされます。このような業務を担う諸部門が地方で提供される少々のインセンティブに引き寄せられてそこに移転するはずがないわけでありまして、したがって、中核管理機能やそれに関連する諸機能を担う産業業務施設の過度集積を改めるためには、何よりもまずこういった投機的な業務の肥大化を抑制して、そ

の首都における立地を直接規制することが肝要と考えるものであります。

地域政策においては、一般にインセンティブよりも規制の方が有効であることは、この種の政策における先進国であるイギリスの経験によっても明らかにされております。先ほど申し上げましたように、我が国におきまして工業の地方分散が一定の成功をおさめることができたのも、首都圏や近畿圏につきまして、既成市街地における工業等の制限に関する法律というものが制定されていて、これに基づいて工業立地に対する直接規制が行われたことによるところが大きいのではないかと考えられます。

ところが、東京圏の産業業務施設の立地、つまりオフィス立地に関して政府がとってこられた政策を見ますと、規制どころではございませんでした。一九八七年にいわゆる中曽根民生活を具現化するものとして制定されました民間都市開発特別措置法、これは都心部のオフィスビルの立地規制とは反対に、その低層住宅に昔から住む人々を地上げで追い立てて、巨大なオフィスビル街に変えるものであります。今度の法案はこの特別措置法を否定するものでもありません。この東京臨海副都心計画を否定するものでもございません。

以上に見てまいりましたところから、この法律案が東京一極集中の是正に寄与し得ないことは明らかであると考えられるものであります。次に、この法案が地方の活性化に寄与し得るか否かについての意見を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、さなきだに貧しい地方自治体の懐から少なからぬものを持ち出して産業業務施設の受け皿を整備いたしましたも、そこにそういう施設が進出してくる保証は全くございません。そもそも受け皿の数が多過ぎるというところもございまして、特に首都から遠隔の地への産業業務施設の立地は絶望に近いと言えるでございましょう。

大体、我が国の地域開発関連の公共土木事業は全体として過剰投資であります。これは私の住む岡山県でも痛感してきたくところでございます。地方の活性化と称して公共土木事業をやつて中央の企業を呼び込むための受け皿をつくるというやり方は、もうそろそろ清算されなければならぬと思います。地方の自立的成長の促進を図るというのなら、むしろ地域の在来の既存の産業の振興をもっと積極的に図るべきでございましょう。

さつき伊藤先生がおっしゃったきらりと光る町というのは、まさにそういうものになってこそつくられるのじゃないかというふうに思っています。以上、この法律案のやり方での産業業務施設の移転による一極集中は正と地方活性化はほとんど不可能だという私の見通しを述べましたけれども、では目算どおりに移転が進めばそれでよいのかという点につきましても私は否定的な見解を持っておりますが、時間の関係で割愛させていただきます。ことといたしまして、これでもって参考意見の陳述を終わらせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。○委員長(山本正和君) ありがとうございます。

これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○種田誠君 きょうは参考人のお三方の皆さん方には、大変お忙しいところ御出席いただきまして、かつまた貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。冒頭、御礼申し上げます。

お三方に順次、短い時間でございまして、質問をさせていただきたいと思っております。まず最初に、伊藤先生の方にお話をしたいと思います。

今回の地方拠点都市法は全国的に大変な期待をされておまして、この法律がまさに実効ある形で実施されていく、このことも、私たち極めて重要な立場に置かれているという視点でさらに確かなものにしたい、こういう気持ちで審議をしていくところであります。

そういう中で、本法は二つの役割を持っており
ます。一つは、地方都市の独立性のある、創意工
夫のある町づくりをしていくということ、それ
から東京都の一種集中を是正していくというこ
と、この二つの役割を持っていくわけでありま
す。

この二つが上手にかみ合わされば、まさに東京
の過密における問題点、さらには地方のさまざま
な課題、こういうのにもこたえられるという極め
て有意義な有効な法律とも言えるわけでありま
す。と同時に、逆に運用いかんによりましてはア
ブハチ取らずでどちらか功を奏することがない、
こういう危険性もある人ではないだろうかと思
うんですね。そういう観点で、この法律がアブハ
チ取らずになつてはいかぬという気持ちを私も強
く持つておるわけであります。

先ほど先生の方から、地方の中には県庁所在地
以外の第二、第三の都市などに歴史や文化や伝統
を大事にしながらか戦後の産業構造の中でちよつと
落ちこぼれてしまつて、活力を失つてしまつて
いる都市があるじゃないか、こういう都市にも
う一度勢いを取り戻してもらふ、その取り戻すに
しても、一律に若者がどうこうというようなもの
だけじゃなく、場合によっては高齢者の方が落
ちついて過ごせるような都市もあつてもいいじや
ないか、こういうふうなお話がありました。

この点について、先生の方で、じゃ具体的に地
方の歴史や伝統を上手に生かしながら、今先生が
述べたような、先ほど横手市長さんを経験され
た千田先生からもあつた、きらりと光るものを持
つた都市にしていくということで具体的に先生が描
かれていた都市、それからその手法を伺わして
いただきたいと思います。というのは、余りに国
の方から言い過ぎたり関与し過ぎますと、歴史や
文化や伝統というのはなかなか難しい問題も出
てきます。その辺のところの手法などについてお伺
いしたいと思います。それをまず冒頭にお願いし
ます。

○参考人(伊藤滋君) 二つ申し上げます。

一つは、産業が急速疲弊してきた地方都市で一
つの興味ある試みがある例です。これはスウェー
デンのマルモという都市の例でございします。マル
モはコペンハーゲンから海峡を高速艇で約一時間
ぐらいて渡つたところ、スウェーデンでは多分
ゲートボルクに次いで第三番目の都市かと思いま
す。

この都市は日本の造船産業のために完全にノッ
クアウトで造船がもうつぶれてしまつたところで
す。しかし、そこでどういふふうにしてそのマル
モの都市を再生しようかといつたときに、いろん
なことを考えたんですが、つい五、六年前に興味
ある市政の転換をいたしました。スウェーデンの
まだ元気なお年寄りの方に積極的にマルモに来て
いただきたい、で、そこには必ずしも職業はない
かもしませんが、マルモという地方都市の小さ
さを使つてお年寄りの方が非常に毎日毎日の生活
が充実した生活ができるようになっていく。

スウェーデンは、御存じのように非常に手厚い
社会保障をしております。この社会保障の金が国
家の金としてマルモに流れてくるわけです。
具体的にこのお年寄りの生活あるいは健康上の
問題を支える労働力は、若者でございします。その
ために、このマルモには非常に優秀な老人のため
の病院ですとかあるいはデイケアセンターですと
か、そういうものが、社会保障のお金が参りまし
てそれで建築的な設備が整つたんですが、そこに
今度は若者をそういうお年寄りを支えるというこ
とで積極的にトレーニングいたしました。

お年寄りを中心にして呼んだ町に、結果とし
て、若者がそのお年寄りを介護するという形で集
まつてきた。それによつて医療産業の非常に小さ
い工場、そういうものもでき上がつてきた。こう
いう形で、重化学工業の町から社会福祉を支える
老人と若者が共存する町というふうになりました
と、大変有名な実験が営まれたわけです。この結
果はどういふふうになつていくかわかりません
が、私の推測するところ、その試みは社会福祉の
充実というところに乗つておられますので、そ

れなりの進展を見ているのではないかと思つてお
ります。これは一つの例でございします。

それから第二点は、伝統と文化に支えられた町
が非常につまらない形になつていくという点は、
私はやはり、この伝統と文化というところをも
う一回現在の日本のいい意味での産業化をするとい
うことは重要なことではないかと思つておりま
す。

卓近な例を申し上げますと、私は行つておりま
せんが、長崎にハウステンボスという観光施設が
できたそうです。このハウステンボスは、話によ
りますと、オランダの町並みよりも本場にオラン
ダらしい町並みをつくつたという点で、これはも
しかするとこれまでの観光施設とは違う文化的意
味を持つていけるのではないかというふうな話を聞
いております。

そういうふうな考えますと、例えば駅前商店
街など、これまでつまらないコンクリートの
五、六階の建物で中途半端なデパートを入れたり
しているわけですが、まずそこをどうするか
ら、私は何も駅前だから高い商業施設をつくる必
要はないと思うのであります。むしろ、駅前に駅
前らしい緑がいっぱいある広場がありまして、そ
の周りに二階か三階建てのかわら屋敷の専門店、
地元のお店屋さんをそこをきちつと囲んでいく。
そういう駅前からお城の方に行く商店街の道筋は
全部かわら屋敷できちつと町を整えていく。そう
いうような施設に對しましては重点的に公共的な
サポートをしていく。そういうようなことをや
ていくと、それなりにその都市は今までの違
う都市空間としての調和がある美しさというの
が出てくるのではないかと。

そういう試みが一体されているかといひます
と、ほとんどそういう意識がないんです。最近、
文化財型の町並み整備というのが出てきました
が、これは非常にいい傾向だと思ひます。単なる
文化財ではなくて、新しくつくられた戦後の非常
にみずばらしい汚い町に對しても積極的にそうい
うことをやっていく必要があるのではないかと

思つております。

○種田誠君 次に、千田参考人にお伺いしたいと
思ひます。

この法律でいわゆる基本計画をつくるのは市町
村という自治体になるわけなんですけれども、
今、伊藤先生からもお話がありましたような地方
の創意工夫というのを織りまぜながら町をつく
ていくというのが今回の法律の今までの法律と
違つた大きな特徴でもあるわけなんですけれど
も、そういうお話があると同時に、先ほど千田参
考人の方からはこの基本計画をつくるだけでも大
変な労力を要することになる人ではないだろう
か、この過程の中で疲弊するようなことがあつて
は困る、こういうふうな御指摘があつたわけ
です。

そこで、まさに基本計画をどのようににつくり上
げていくか、そしてこの基本計画を今度はどうい
う形のサポートがあれば可及的速やかに実行して
いけるのか、この辺の点について長い御経験の
中から御意見をいただければと思ひます。

○参考人(千田謙蔵君) 今、競争の時代でござい
まして、地方拠点都市の指定に入りまして人より
大変よくなるということがありまして、競争する
わけですね。そういうところで大変なエネルギー
がかかるんじゃないかというふうに私は思ひまし
て、だから、まず県庁所在地なんかはやめた方が
いいんじゃないかと思ひます。もつと目標をは
きりますと、まず競争がなくなつて、それで必
要なところを順次やつていくというふうにするば
いいと思ひます。

それから、創意工夫ということに任せることも
大切でありますけれども、その計画を上の方で、
これは知事が承認することになるんですが、省庁
も関係ありますから、国会の先生方に見せなきゃ
いけないとか何か見せなきゃいけないというこ
とで、無理に一生懸命、これが足りないとかあれ
が足りないというところで、修正といひますが、も
つともつというふうなことになりますと、大変疲
れる。

だから、その住民、市町村が自分の今の段階で考えているとおりやらせるということが大事でありまして、創意工夫ということで求め過ぎますと疲れるんじゃないか。今の状況の中でその市町村が十分考えていると思いませんか、できるだけフリーパスをする、それが私はいいいと思います。余り何回も行ったり来たり、これを直していいと言わない。大体、市町村がつくる時に相当コンサルタントは入れるかもしれないが、コンサルタントなんか入れないようにさせてもらう。

それから、今度、県が行きますと、省庁の人はぱっぱと見まして、ここはおかしいじゃないか、ここをこうした方がいいじゃないかと言います。まあ思いつきかどうか、非常に識見があつて言うかもしれないが、県庁の人にすると、言われるとそれとおり市町村にそれをやらせなければ、またその次に行つたとき、何もやつてないじゃないか、こう言われるわけでありまして、まず基本原則としてフリーパス、こういうことにいたしますとこの点は疲れないんじゃないか。やらせることが大事です。

速やかになるべく競争させないで指定をして、そして計画書が立派でなくてもいいからフリーパスでやらす、そしてともかく進むことが大事であるというふうにさせるといいと思います。その中でだんだんみんなが、住民参加でうちの方はなつたんだからもつと自分たちの意見をたくさん出さなきゃいけないというので、後からでもどんな追加の方はできますから、非常に簡単な基本計画にさせて、中身を豊かにするのはゆつくり後でもいい、やりながら考える、やりながらつくっていくことでもいいじゃないか、こういうふうに思います。そういう点で疲れさせないようにするにはフリーパス、こういうふうには考えます。

それから政府の方あるいは省庁の方でサポートするやり方がありますが、今回は、例えば都市計画を二ヘクトールに下げるといふようなこともありませんが、ただし商業地域でないといけない。

かし、商業地域で二ヘクトールを最低として、そして将来性のある場所、しかも現在は建造物がない、ここに書いてありますけれども、こういうところは一体どういうところなんだろう。非常に考えなきゃいけないですね。

これは、十八ページの都市計画法の特例、第九条の拠点整備促進区域の規定であります。将来性、自然的経済的社会的条件を備えて、そして大部分が建物の敷地として利用されないで、二ヘクトール以上の規模の区域であつて、そして現在は都市計画法第八条第一項第一号の商業区域内であることとありますが、横手市でどういうことを考えたらいいいの。そういう点でも、こういう規定をつくらばつくるほどの都市計画法やいろいろなことがありますが、そこを一応首尾一貫してなきゃいけない。しかし、また同時にこれから将来性もなきゃいけない、しかも現在更地でななきゃいけないというふうなことになるのかなかなか難しくなるんじゃないか。

そう思ひましてだんだん見えてきますと、最初のあれからだんだん小さくなつてきて、そして結局、開発行為、建築行為の制限等がありますけれども、ここら辺のところはできるだけ特例に準ずるということになりますけれども、余りこういうことをしますと、何か来るやつのためにやるんじゃないか、そのためのところが一番のねらいじゃないかなんて勘ぐられてもまた大変であります。そういうふうな思ひまして、やっぱり余り法律でいろいろあつちからこつちから今までのところと矛盾しないように、まあ新しいものをつくっていくというところ、まあ新しいものをつくっていくと、そこら辺のところ、ぜひひとつ法律適用を柔軟にさせていくというふうにならう、これは結局何もなくなるといふふうになると思ひます。

そういう点で、できるだけ地方のやりたいようにやらせるようにする。ここにこう非常に細かく従前の法律に抵触しないで特例を規定すると、今度、そのために特例にしたかもしれないけれども

も、結果的には何か開発をするための、そういうところもあると思ひますが、私の方はないと思ひますけれども、そういうことのためにやつたように思われても非常に心外だと思ひますから、そういうところは住民の創意工夫でできるように、できるだけ地元の意思を生かして、余り細かくしないようにするというのが一番大事じゃないか、こういうふうな思ひます。

○種田誠君 最後に、森澤参考人に伺ひます。参考人の御意見を伺つておきますと、この法案はどちらにおいても役に立たぬという御指摘なものですから、御意見を伺うにしてもなかなか難しいんですけれども、一言、それでは参考人のお考えの中における地方の活力をつくり上げていくような、いわゆる拠点になるような都市をつくるにはどういふふうなお考えを持っておられるか、そのことだけちょっと伺ひたいと思ひます。

○参考人(森澤健一郎君) 特効薬というのはないわけでごいまして、あるようだったらこういう地方の活力の低下というふうなものではなくて済んでいるわけでごいします。私はすぐハードな公共施設、公共事業をやるといふ今までの地域開発の行き方に一般的に批判を持っております、それよりは、現にある産業、現実に商業、商店あるいは工業、もともとの農業というふうなもの、ここでは町ですから特に商業というふうなものになります、そのうちの一例えは技術開発に対して直接援助をする、あるいは共同研究機関をつくるというふうな、岡山県でも備前焼の、それから耐火レンガで有名な備前市にセラミックセンター、そういう機関ができましたけれども、そういうふうなこともつとお金を使うというところの方が有効ではないかというふうな思ひます。

○井上章平君 自由民主党の井上でございます。本日は参考人の方々、大変お忙しいところ御出席いただきまして、大変貴重な御意見を承りました。まことにありがとうございます。

ただいまお三方の参考人のお話を拝聴いたしました。二、三それぞれ伺ひたいと思ひますが、なお、ただいま種田委員からも質問がございます。若干重複するところがございます。そこらはお許しくださいと思ひます。

最初に伊藤参考人に伺ひたいと思ひます。先生からこの法案が地方発展のために大変有益な法案であつて評価したいというお話があつたわけでごいしますが、そこで先生おっしゃいました、この法律でイメージされておる都市が各県の二番、三番目の都市を想定して、その特性といひますか、歴史、文化に根差した品格のある都市であつたというお話を伺つたわけでありまして、しかし、残念ながら、これらの都市はいずれも今日、衰退とは言わないまでも停滞しているというところは否めない事実であり、なかなか経済的に力に力を回復するということは困難な情勢にある、先生からそういうお話があつたわけでごいしますが、これは私も同感でありまして、産業構造の変化、あるいは画一大量生産型の産業に対して手づくりの伝統的な産業文化というのがついていけなかつたというふうなことであつたと思ひわけでごいします。

さて、じゃこの法律が成立しましてこれらの、ただいま先生がおっしゃいました長岡、高岡、米沢、あるいは郡山、足利といったようなこれらの都市を想定いたしまして、どうすれば活性化するのか。この法律そのものは特効薬は何も示しておりませんで、地方の自立的な成長を促す、あるいは従来の拠点開発方式、これはいろいろ歴史があるわけでごいしますが、それなりに例えば新産業都市を初めその時代時代に大変効果を発揮したという点もあるわけでごいしますが、今日この法律をつくつて、こういつた地方の状況を何とか活力を取り戻して東京にすべてが集中するという現象を是正したい、国土の均衡のある発展を目指すということであるわけでごいしますが、法律は具体的なことを書くわけではありませんが、先生

がごらんになって、さてどうすればいいのかわかりません。余り漠然とした質問ではお答えに困ると思いますが、例えば基本計画の作成に当たってどういふところに力点を置いた方がいいのかというふうな点についてちょっと御意見を伺いたいと思います。

○参考人(伊藤滋君) 最近のいろいろな研究機関、調査機関などの調査結果をお話伺っておりますと、申し上げたいことは、参考人皆様から御発言ございましたように、東京が確かにいろいろな点で病気になるようになって、これは事実でございます。そのときに、こういういろいろな矛盾が起きてきたときのしわ寄せというのは、これは大企業よりも中小零細企業のところへどうしてもいく。これはもう経済の宿命でございます。

東京にも膨大な中小零細企業がございます。この中小零細企業の中にはサービス産業型のものでございますが、製造業にかかわるものもございまして、あるいは最近の産業の変化はサービス産業と製造業とが一体化したというような形の業種も出てきております。例えば計測、物を測定する器械をつくる、あるいは火事になったときに煙を感知するセンサー、こういうものに対しては、コンピュータを駆使するような技術と職人的な技術を駆使する技術、両方がないと存在できません。こういう中小企業、これが私は実は日本を支えていると思うんですが、この企業が東京から今脱出を図りつつあるという事実がございます。これは二つございまして、一つは工場がもはや東京で拡張できないという物理的な問題、それから二番目は就業者を確保できなくなっている、若い労働者を確保できなくなっている、こういう問題があります。今、地方の大学を出ていく連中は、若者も東京なんか行くもんかという連中が事実確実にふえております。私の周りでも、ある大企業に勤めている若者も、たまたま大企業だけれども、実は僕はもう東京に行きたくない、地方の支店なら支店ですつといく方がずっといいんだと言う。そうなるというふうな状況で、この中小零細企業は地方

のこういう若者を育てる大学を求めて、あるいは専門学校を求めて事業所を移す、こういう例がございます。

例えば群馬県の桐生でございますが、そういうところでも、埼玉県からそういう中小企業が工場ごと本社ごと移ってしまう、そういう例がございます。

【委員長退席、理事種田誠君着席】

米沢などを考えますと、米沢には有名な工部局がございまして、こういうところから毎年優秀な学生が出てまいりますと、そういう学生を労働力として確保するためには、東京に本社があるよりも米沢に本社があつて、そこで前から大学と接触しながら、地方の企業と接触しながらやっていく、そういうことが可能になってくるんじゃないか。そういう面では東京の中でも底辺の非常に活力のあつた、意欲のあるそういう企業というのが私は意外とこの地方拠点都市に結びついて産業の振興ができるのではないかと思います。

それから第二点でございますが、これは高速道路体系が今までの太平洋ベルト型から肋骨型に今転換しつつあります。例えば、四国がようやく高速度道路が充実してまいりましたが、高知県から瀬戸大橋を通りまして、岡山県を通って鳥取の方へ上がっていく、こういう高速度道路体系ができてまいりますと、例えば鳥取の若者が高知へ海水浴に行くとか、高知の若者が、例えば高知大学の学生が鳥取大学の農学部や砂丘の研究に行くとか、こういうようなことが可能になってまいります。この肋骨型の道路というのは極めて私はこれから大きく地方振興に役に立つと思っております。これによって例えば鳥取県の都市と岡山県の都市と香川県の都市と高知県の都市が縦型に結びついたときに、そこに意外と中小企業ベースの新しい産業振興とかあるいは技術者交流とか、そういうことができてくるんじゃないか。そういう点では、これからの地方拠点都市の形成には肋骨道路に期待するところが非常に大きいと思っております。

○井上章平君 千田参考人にお伺いをいたしたい

のでございますが、千田さんは先ほどお話しございましたように、二十年間、横手の市長、秋田の典型的な地方中小都市の市長をされて、私もずっとおつき合ひさせていただきましたが、悪戦苦闘の二十年間ではなかったかと思つたわけでございまして、とりわけ私は河川整備のことですつとお手伝いさせていただいたわけでございまして、市長さんとしての大変熱心な行動に心を打たれた一人でございます。

【理事種田誠君退席、委員長着席】

それで、ただいま参考人から御意見を伺いましたが、二点ほどちょっとお伺いしたいわけでございまして。

一点は、参考人からもお話があつたんですけれども、東京一極集中という現象が列島全体で起きておりますが、また人口減少県の中でも、県内の県都への一極集中といえますか、これはミニ集中版でございまして、同じような現象が起きているというところを言われておるわけであります。この地方拠点都市の今度の法律の立案に当たつても、その辺も考慮して、地方の活性化は第二、第三の都市からというのが大方のコンセンサスであろうと思つてございまして、この現象についてどうお考えでしょうか、また、何か打開策といえますか、是正策を例えばこの法律で期待できるかどうかというふうな点についてお伺いしたいと思つております。

○参考人(千田謙蔵君) お答えします。

市長時代は井上さんにも大変お世話になりました。本当にありがとうございます。

おかげさまでうちの方で「ふるさと川モデル事業」というものが大変立派にできてまして、河川改修で広げるときにできるだけその周りの土手のすばらしい大木を切らないようにということで始まった運動であります。ふるさと川モデル事業ができたためにそういうものがちゃんと残りまして、すばらしい景観の調いのある立派な川が河川改修とともにできました。本当に喜んでおります。こういうものがどんどん

八

どんなに進みますと、新しい地方活性化、地方拠点都市が少しづつできていくというふうな思いがあります。

うちの方ではそのほかにも、シェイプアップの法律、中小都市活性化法というんですか、あれで大変いろいろ町がよくなりまして、街路なんか、御影石の破片をブロック形にしたもので歩道をつくりまして、大変ユニークな町づくりができています。

そういうことで大変喜んでおるわけであります。が、しかしながら、御質問にありましたとおり、県内における一極集中ということは事実であります。今でも秋田県であります。例えば何かが施設をつくるというときに、県南と県北にやりますと二つくらなきやいけない、それよりいっそう秋田につくれば一つで間に合う、こういうことではないかと思つておるわけで、そういう例があつたのであります。そうなりますと、結局、秋田市だけは人口が増加しますがその他の市は人口が減る、こういう状況になります。

東北地方を見ますと、青森県では青森市のほか八戸と弘前、それから福島県ではいわきと会津若松、こういうふうなセカンドシティがその地域に割拠して、そしてその地域のために非常に頑張つております。そして県当局におきましても、例えば会津若松市に県立博物館を置くとかいうような格好で配慮して、それぞれの地域がその区域の中で立派に第二県都の役目をしております。

秋田市が秋田県を全部見るというのはなかなか大変であります。結局、吸い上げ現象の一助になる。それよりやはり地方に、県北と県南にセカンドシティを置いて秋田県を一体として守っていくというやり方がいいことは、人口の減少が秋田県より遅く福島県、あるいは青森県も秋田県より遅く、福島県は減らないと思つておるけれども、青森県の人口の減少が秋田県より遅かつたという点でも私は立証されるんじゃないか、こういうふうな思いがあります。

そういう点から、ぜひひとつ今回の指定は県庁

所在地を外して、そして第二、第三の市にする。それもある程度決まるわけでありますから、余り人口がふえている地域を外しますと結局これは北海道、東北、山陰、九州、四国というふうになるわけでありますから、太平洋ベルト地帯なんかは後でもいいんじゃないか、こういうふうには思わなければならぬ、今大変苦しんでいる地方、私の言う第二の地方の試験の時期をぜひひとつ乗り越えるようにしてほしいと思います。

今までと違って地方の人たちも決して、助けてください、大変だというんじやなくて、自分でも一生懸命生きていくという意識が強く頑張っていますから、こういう法律で一生懸命国の方から助けてやるというか、一緒にやろうという呼びかけがあれば、大変元気ができていくんじゃないか、こういうふうに思います。

現在、地方の活性化は、物理的な物も大事でありますけれども、やっぱり気持ちでありまして、例えば大分県の一村一品なんというの、例えばどこかの町で肉を食って牛の道ばえをしたからその町が永久に繁盛するというようなことはないわけでありまして、しかし、我が町だって東京に行っても全国的に自慢できるものがあるというところで、その人たちが自分の町に誇りを持って一生懸命頑張ろう、こういう気持ちを醸成させることが一番大事です。

ですから、私は、インカレッジ政策という、ちよつと英語でうまくなかったものでありますが、ともかくみんながお互いを励まし合っていく、そういうことが政策として具体化されるということが今当面一番地方にとって大事じゃないか。そういう点から、この地方拠点都市の整備に関する法律もインカレッジである。一生懸命地方もやりまされども、一生懸命目を地方に向けさせてインカレッジさせてもらいたい、こういうふうな思われかけてありまして、非常に私はありがたいことだと思つてます。

ぜひひとつ、まずセカンドシティーを中心にやつてもらうことが、例えば秋田県とかそういう

県の人口減少をとめて、そして活性化する市町村をまず二つ、あるいはその次に三つ、そういうふうにするのが今当面大事なことでないか、こういうふうな思っているところでありまして。

○井上章平君 もう一点は、前市長さんとしてということになるんでしょうけれども、横手市がこの法律が施行されたら早速手を挙げるかどうか、あるいは何をねらうかというところをお伺いしようと思つたわけでごさいますけれども、ただいまお話を伺つてその辺のことはよくわかりましたので、これからひとつこの法律を見守つていただいて、いろいろまた御指導いただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、時間もありませんので森瀧参考人にお伺ひいたします。

ただいまお伺ひして、この法律に一定の評価はしていただいているようでございますが、こういう形ではむしろ一極集中の弊害除去は不可能だというふうなお話でございました。かつて工場の地方分散で行つたような強制力といいますか、規制が伴わなければ、こういった緩やかな誘導策ということで効果はなかなか上がらないというように特に東京一極集中の是正についてお伺ひしたわけでございます。

さりとて私も、この方法でも地方の自立的な行動力が伴いませんとそれは確かにおっしゃるとおりであらうと思ひますが、しかしそれは、伊藤、千田両参考人もお話しただきましたように、私は、潜在力は十分ある、それを引き出す努力さえして一定のサポートをすれば十分に効果が期待できると思ひますが、重ねてその点についてお伺ひしたいと思ひわけでございます。

○参考人(森瀧健一郎君) 地方の自立的成長の力をどうやって引き出すかということでございますが、私は、いろんな地域開発関係の法律ができて、従来も新産都市とかいろいろあつたんですけれども、そういうものが大体余りいい結果を生んでないという評価を持っているんですが、もし国がそ

の地方の振興のためにやることがあるとすれば、やらなきゃならぬだろうと思ひますが、それはやっぱり、例えば総合補助金というふうなどういうことに使つてもいいというお金を出して、そして自治体が住民の参加も求めて自由に振興策をやるという方が、さつき千田さんも基本計画にいろいろ注文をつけているうちにたぎれてしまつたというふうなことがあるとおっしゃいましたけれども、そもそもこういういろいろな地域指定とかなんとかがあるからそういうことになるわけでごさいます、初めから、それはもう何と名前つけてもいいですけれども、活性化総合補助金とかいうような、そういう使途を縛らない補助策、助成策というものをとるのがより賢明であらうかというふうに思ひます。

○中川嘉美君 参考人の皆様には大変本日は御苦労さまでございます。時間も制限がございますので、一問ずつお伺ひをしてみたいと思ひますが、伊藤参考人にまず伺ひます。

本法案では、指定地域の都市機能の増進を推進するということを目的の一つとしておられるわけですが、各地域において都市計画の専門家がむしろ不足しているというわけでごさいます。そこで、果たしてどのように人材育成を図つたいと思ひますか、この辺についての御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(伊藤滋君) 私はその問題は非常に重要だと思つております。

都市計画というのは多分に公的な領域でございますが、反面、非常に市民社会と結びついているわけでごさいます。お役所というのはどうしても人間の数に制限がございますし、農業関係から突然都市計画へ行けといつてもなかなかうまくいかないです、事務をやつていた方が今度道路をやるというわけにもいきません。都市の規模が小さくなりまますと大変苦労されると思つております。私は、そういう点で、いい形の市町村の都市づくりを支える民間の都市計画を業とするそういう

人たちをもつと育てていくべきじゃないかと思ひます。これまではそういう仕事を大学の先生がやるというのが非常に多かった。しかし、大学の先生というのは、そんなことをやっていますとも業績が全然つけないんです。学会とそういう仕事というのは全然別なんです。市町村の仕事をしている学校の教師というのは大学では軽べつされるなんというふうになってしまつてしまつて、それで、都市計画を業として正當な報酬をもらいながらちゃんとした市長さんや助役さんの評価を受けて、これは大丈夫だとか、そういう人材をもつとつくる必要があるんじゃないか。それは必ずしも建築や土木じゃなくてもいいわけです。地理の学生でも、あるいは社会学の学生でも、あるいは法律の学生でも、都市計画というのは非常に広範な領域にわたりますので、そういう人たちが都市計画という市場、これはそういう人たちが集まりますとどうしても市場になりますから、冷酷な話でついても、そういう市場をこれから積極的につくっていくということが実は日本の都市づくりを支えていく重要な要素であると思ひます。この点は、農村計画についても全く当てはまること

でございます。

要するに、稠密な都市空間あるいは国土空間に対して、専門家として住民の意見を十分に聞きながら行政とちゃんと話を媒介していく、そういう人を早急に育てるということをぜひお願いしたいと思ひます。

○中川嘉美君 それでは、千田参考人に伺ひます。

この地方拠点都市地域の整備ということと自然環境の保全、農林業との調和を図るためにはどのようなことに留意したいのか。関連した御意見もございましたように思ひますけれども、留意すべき点についてもうちよつと具体的にお答えをいただければと思ひます。

○参考人(千田謙蔵君) お答え申し上げます。私は先ほど、巨大スーパーとか、今のパブの

問題とが、それから農産物自由化の話をしました。が、これは皆大事なことでありますけれども、具体的になりますと線引きの問題があるわけです。そういう開発をして農地が開発地になる、要するに事業用地になるわけでありませうけれども、そうすると、農民がそこになくなるということがあ
るわけです。ぜひひとつそれを農民主体の開発が
できないかということであります。

例えば、ドイツの話に言いましたけれども、農家の皆さんが、農地がなくなつて買取で来たお金で、一番いいところに自分の家をつくつて、そしてセカンドハウスをつくつて観光の一翼というか観光のレクリエーションの基地に貸すというようなこともありまし、それからそういうでできた施設に対して緑化するための緑化センターを自分たちでやるとか、そういうことをいろいろと図る。農地をつぶしたために農民がどんどんいなくなるといふことではうまくない。やっぱり一定の農業の人たちが生活できるようなこともその中で含めてやっていかなきゃならぬ。

確かに農地がなくなりますから農業用の農民はいなくなるわけでありませうけれども、農村の農民は減らさないようにしないと地方は住民がいなくなるわけでありまして、外来者ばかりになってくるわけがあります。そういう点から、そういう、例えば緑化センターとかレクリエーション用のセカンドハウスをつくってその基地にするとか、そういういろんなことを考えていくことが大事じゃないか。具体的にになりますと、そういうことであります。

○中川嘉美君　今お答えいだいたことに関連してちょっと申し上げておきますが、私の受けた陳情の中の一つとして、今おっしゃった農村の農民がいなくならないようにということにも関連するんですが、農業をやっていらつしやる方々の中でも、当然、転職といいますが、企業が誘致されればぜひそういうところでむしろ働きたいんだという非常に強い希望がある地域もあるということをとちよつと申し上げておきたいと思ひます。

それから、森瀧参考人に伺います。

地方の大学におられる立場から、例えば中国地方の高校からの進学者に対して同じ中国地方の大学への入学者というのは大体七割ぐらいというふうに通っています、かなりの若者というのは大体東京圏の大学へ流出してしまう、そしてそのまま東京で就職してしまう。いわゆる東京志向というものがあつたわけですが、そういう東京志向に対抗して地域の大学の魅力というものを高めるにはどのようにしたらいいのか、お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○参考人(森謙健 一郎君) 日夜考えている点なん
ですけれども、なかなかいい知恵が浮かばないわ
けです。

しかし、従来、国立大学の場合は非常に踏ん張り返つていまして、来る学生は来るんだといううなことでろくな宣伝もしないということだったのが、最近では改まつてまいりまして、私は工学部じやございませうけれども、例えば工学部で、いわゆる中央の大企業との連携というんじやなくて地方の企業との共同研究のできる地域共同センターというのをつくつております。これは学生をそれで引きつけるということはできませんけれども、まあ余り知恵のあることも言えませうけれども。

あるいは、地方の学校への説明会というものも、かつてはやらなかったのが現在はやっています。

それから私立大学は、大体新しくできましたものはその地方の特性を非常に生かすというふうになつておるようでございます。例えば高梁という小さい市がございますけれども、そこに古備国際大学というのができて、直接その地域に根差しながら世界に目を開くというようなことを意識的に進めた大学もできております。

○上田耕一郎君 三人の参考人の方々、貴重な御意見をありがとうございました。

伊藤参考人にまずお伺いしますが、二番目、三番目の都市の歴史的・伝統的都市空間を大事にしたいと。大塚・示唆の多い発言で私も共感いたしました。

ましたけれども、さて、じゃこの法案がそういうことになるのかどうか。この法案は、東京の二十三区の産業業務施設を移そうというもので、果たして誇り高い文化的精神的においを移すことになるのか壊すことになるのか、私どもは大いに疑問があるんです。

例えばここに去年の十一月の産業構造審議会の「新たな産業立地政策のあり方」という中間答申がありますけれども、これで、地方都市圏におけるオフィス立地について、結局、情報アクセス機能、業務系の人材育成機能、全国の拠点を高めるようなメッセ機能、コンベンション機能、こういうものが不可欠だと言っているんですね。ですから、結局、果たして東京のオフィスが行くかどうか問題ですけれども、行ったとしても、オフィスビルが林立して先生のお考えになるようなことに逆行するんじゃないかという危惧があります。御意見を伺いたいと思います。

○参考人(伊藤滋君) どうもお役所の書き方とい
うのは非常にステロタイプ化しておりまして、**国**

語の素養がこのごろ非常に未熟になっております。使う単語が限られております。メッセというと、どこでもメッセです。コンベンションといえばコンベンション。コンベンションというのは要するに集会所なんですね。日本語で集会所といえば、大きい集会所もありますし小さい集会所もある。それから、オフィスというのは事務所なんですね。日本語にしますと途端にそのイメージが豊かになってくる。

中小企業が埼玉県や神奈川県から飯に米沢へ行きますと、ガラス張り窓のつまらないこういうビルじゃなくて、屋根がわらのある民家風の建物の中でも十分にその機能を発揮でき、商売も成り立つ。ですから、そういう点から考えますと、もちろん団地型オフィスというのが必要なのところもあるかもしれませんが、場合によっては、昔からある職人町の隣にもしかして空き地があったら、そのところに屋根がわらの三階か四階建ての事務所をつくって、そこに横浜や川口から来る元気な

中小企業の人たちが立地するということになれば、それなりのイメージが出てくるんじゃないか。

集会所というのも、木造の集会所があつていいわけです。最近は何産材愛用のための、大景観のこういうコンクリートのつまらない建物ではなくて、非常にいい建物をつくっている。そういう集会所で小規模の国際展示をやればいいわけです。集会所をやればいい。そういうふうに考えております。

○上田耕一郎君 千田参考人にお伺いします。

市長時代のキャッチフレーズは、きょうもおつしやつていましたように、「小さくてもきらりと」というふうに伺っているんですけども、今度の法案は、地域指定や基本計画決定で議会の関与も住民参加も決められていないんですね。ですから、本当に住民参加による町づくり、計画づくりができるのかどうか。一部事務組合で計画策定ということになると、ますます市民から隔絶されることになるので、この法案がもし実施された場合、本当に地域の自主的な計画づくりをどうやればいいのか。御意見を伺いたいと思います。

○参考人 千田謙蔵君 お答えします。

法律ですべてができるということではないのでありまして、計画等は一応は市役所の役人が書く

かもしれません。でありますけれども、実際に動かすには、現在は市民が参加しないことにはできないわけであります。

例えば、区画整理がこの大きな手法になっておりますけれども、区画整理をするために住民が自分の意見を出して、自分たちの本当に信頼する施行者であるか、そして自分の意見が十分に酌み取られ練り入れられるかということを非常に嚴重にやるわけであります。でないと、今は反対もできますし、判を押さなければこれは移転もできませんし、それで一人の人が移転補償の契約書に判を押さなければそこら辺は全部動けないわけであります。

めにはどうしても民主的でなければいけないし、そしてそのためには市民の参加が必要である。でありますから、よくできているところはそういうふうになっているんです。できないところは恐らく民主的に行われたい、そしてまた市民参加で行われていないということでありまして、区画整理をするから、あるいはこれをするから、すべて民主的でない、市民参加ができないということではないんです。

でありますから、問題は、先ほどから何回も言いましたとおり、現下の体制の中で地方は非常に困っている、その困っている地方に元氣をつけるという意味で賛成でありまして、後のことは私たちに任せて、そして今、市町村は民主的に市民参加をやっていますから、たくさん見ていますけれども、民主的にやっている市町村はほとんどなくなりまして、そうでない昔のやり方をしている市町村はやっぱりだめなんです。先進的な市町村と従来型の市町村との差がどんどんできています。こういう時代でありますから、地方をぜひ信頼して、まず、政府といえますか中央は地方を元氣づけて、後は私たちに任せてください、こういうことであります。

○上田耕一郎君 森瀧参考人にお伺いします。

東京の一極集中は正でインセンティブよりも規制が大事だという点は私も賛成で、山崎建設大臣は、前回、私の質問に対して、太陽が北風かという話があるが太陽の暖かみで来てもらうんだとおっしゃいましたけれども、果たしてうまくいくかどうか。

私は森瀧参考人の御意見に賛成なんです、森瀧さんには、これまでの国の地域開発政策で地方に一体何がもたらされたのか、地方の自立的成長のために一体何が必要なのか。割愛されたという部分もあつたかと思えますけれども、御意見を伺いたいと思います。

○参考人(森瀧健一郎君) 従来の政策を振り返って、そして今度の法案がその反省の上に立っているかどうかということですが、それが

どうも不十分であるというふうに見ておられるわけですか。

例えば、私は岡山にいますからどうしても水島ということを考えます。あれは新産業都市建設促進法でできた工業地域であります、できたところは公害という問題がもちろん起こっていますけれども、その後背地の広い農村が他のところにも増して中国産地吉備高原の中でも最も過疎が進んでおるといような事態がもたらされているわけですか。

それで今度の場合も、千田さんがおっしゃるように、元氣をつけるということ、それから後は自主的にというふうにいけばよろしいんですけれども、競争をやっているうちに、まあ水島も競争で持ってきたところなんですけれども、かえって地域がああいう結果にならないだろうか。それが従来の反省の上にきちっと立っていればそういうことはないと思えますけれども、そんな点について憂慮を持つのであります。

○山田耕三郎君 参考人の先生方、大変御苦勞さまでございます。貴重な御意見を承りまして、私たちの参考の資にさせていただきますと思っております。

短い時間ですが、端的にお尋ねを申し上げます。

伊藤参考人さんは、この法律について大変有益な法律と御指摘されました。千田参考人さんは大賛成と仰せられました。森瀧先生は、趣旨はまことに結構だとおっしゃいました。けれども、お三人さんとも、大体においてこの実現性に対して若干の疑問を投げかけられておられます。私も全くそのとおりでございます。

そこで、お尋ねですけれども、昭和六十年の首都改造計画では、東京の一極集中構造を是正するために神奈川、千葉、埼玉、茨城南部及び多摩地区などに自立都市圏を建設、そこに東京都心部にある業務機能や政府機関の一部を分散させる対策が打ち出されましたけれども、一向に進展が見られませんでした。私は、この案はかなり現実性の

高い案だと思っておりますので、それすら満足に進まないわけですから、ましてや全国的に人口、産業が果たして分散をしていくのでしょうか、このように思っております。

こういったことに對して、今申し上げました計画が進行しなかったのは何故原因か、だったら今度のこの法律を効果あるものにしていくためには何が必要だというところを、端的な表現でお答えをいただければと思います。

伊藤先生から順番にお願いいたします。

○参考人(伊藤滋君) 具体的に申し上げますと、私は大学というものは、特に小さい規模の私立大学は非常にこういう地方拠点都市に役に立つと思っております。

と申しますのは、私は山形の東北芸術工科大学というところにかかわっているんですが、入学式に行きましたら、四百人の若者が山形の一隅に集まっておるわけです。これは、四年間ですと千六百百人です。この千六百人の若者が山形市に集まること自体、あとは教育しなくてもほっぽっておくだけでも山形市は変わっちゃうんじゃないかと思うんです。

ですから、そういうことを考えますと、大学をつくるということは、単に大学経営だけではなくて、若者を一定期間きちんとその国土の地方都市に集まってもらってその地方都市に習熟するとう、そういうチャンスをもつと与えるべきではないかと思えます。国立大学は全然私は信用しておりません。むしろ、私立大学が非常に意欲的にいろいろやっております。そういう点で、私立大学が元氣に地方拠点都市に定着できるように、そしてそれに対するきちとした補助をやっていたら、ということが私は重要な地方拠点都市法の側面ではないかと思えます。ちよつと言ひ過ぎかもしれませんが。

○参考人(千田耕蔵君) 私も大学のことを考えていましたけれども、この地方拠点都市が法律でうまくいくかどうかというところは、挙げて地方の人たちが力が出るかどうか、活性化ができるかとい

うことにかかっております。でありますから、先ほどから申し上げておりますとおり、国はできるだけ地方の意欲を尊重してその人たちに任せるといことが一番基本だと思えます。そういうことによつて元氣を出して、そしていろいろな、これは事業所を呼んでくるのはなかなか大変かもしれないけれども、まず自分たちが自分の町の機能をよくするということによつて次第に来るのではないかと、こういうふうには思います。

連れてくる方はまたそちらの方で努力をしなければいけませんけれども、自分たちの町づくりをまずよくやるということが一番基本になるのじゃないか、こういうふうには思いますから、この計画をつくりましたら、とやかく言わないで、そしてその計画については大いにひとつ協力をしてやらせるといことがこの成功の秘訣ではないか、こういうふうには思います。

○参考人(森瀧健一郎君) 私は、かつては日本の農業は日本全体の産業を発展させるための肥やしみたいなにされてきたのですけれども、現在は肥やしになる活力も失っているという感想を持っています。これはやはり、農産物の輸入の自由化というふうなことを早々にやらないで、この活力を保つということが一つ。

それから、特に地方都市であります、ちよつと少品種大量生産から多品種少量生産へという産業構造の転換というのはそういう地方の産業を興す一つのチャンスになるわけでございまして、そういうところ技術的な援助をちゃんとやる、そして地方の産業が、今、高速道路ができておりまして大企業の中での地域間分業というのが進んでいるんですが、それは大企業でそういうことをやるのはやむを得ないとして、地域の中での産業連関がずたずたになっているので、これを回復するといふための商工行政というのをとって推進していただきたいと思います。

○山田耕三郎君 こんな問題にかかわっておられましたら、伊藤先生と森瀧先生にお願いをいたしたいのですが、こういった意見がございま

た。

国民がどこに住みたいかあるいは働きたいか、それが選択できる種々の魅力ある都市は確かに必要だと思えます。その代表としていただいまでは東京があると思うのですけれども、そこであえて分散させなければならぬ理由はなぜなんですか。本当に分散させねばならない本質的な問題があるのでしょうか。例えば、土地利用でスプロール現象が起きていると言われますが、二十三区の指定容積率の充足率は四二%しかありません。これは土地の有効活用がなされていないというわけでして、再開発すれば受け入れの余力は十分にあるわけなのです。そこにオフィスか住宅か商業施設を建てていくかはともかくとして、インフラが追いつかないほど過度の集積となっているのでしょうか。

こういうような疑問を提起しておられる御意見を承りましたが、先生方はこれに対してどう考えておいでになりますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(伊藤滋君) 空間的な形で東京をもう少し使えんかという問題については、私は意見を差し控えますが、それは可能でもあるし難しいことでもあるということです。

問題は、東京に集まったあるいは東京に集まった人口集積を見ている地方の人たちが、二十一世紀に向かって自分の生活の多様性を考え始めているんじゃないかと思ひます。ですから、これは企業の中でも単なる上方志向だけではなくて水平型の形で自分の職業を選び、あるいは自分の人生設計を考えるという人たちが出てきております。あるいは地方における比較的健全な家庭の中における子女教育というのも、これも東京について必ずしも肯定的じゃないということもあります。そういうふうに、国民全体の持っている生活の多様化が、結果としては私は東京に対する否定が増加し地方に対する希望というのを起こしているのではないかと思ひます。これは単に若者だけではなくて、高齢者の問題についても極めて

同じようなことが言えるのじゃないかと思ひます。

○参考人(森瀧健一郎君) 私がかねてからその点について考えておりますのは、職業選択の自由と居住地選択の自由とが一応法律では認められておりますけれども、事実上それを両方満たせるようなところがない、これを全国どこへ行っても満たせるような地域構造をつくるということが国土政策の究極的な目標ではないかということであります。

それで、東京について言いますと、つまり東京は多様な職業選択の余地があります。そして、企業にとつてはそれこそさつきおっしゃったようにまだ過密でないという面があるのは確かだと思ひます。しかし、住民にとつては過密であることはもう明らかであります。この住民にとつての過密と企業にとつての過密とが一致しないというところに分散の必要性というものがあつて、んじゃないかというふうに考えております。

○山田勇君 民社党の山田でございます。

三参考人には大変御苦労さまでございます。私が最終の質疑者でございます。三参考人の先生方にまとめて質問を申し上げたいと思ひます。

伊藤先生は参考陳述の中で、都市空間の美しさ、道路の美しさ、空間の美しさ、ドイツ森林の文化都市の美しさ、非常に都市というものの対してロマンを持つておられる先生、美しい心を持った先生だなどというふうに拝聴をいたしておりました。そこで、偶然ですが、この次に来ます都市計画法を勉強するために先生の著書を、私、先日買つてまいりました。「最適都市を考える」という中のいろんなディスカッションの中で言われておりますそういう中で、この法案に先生は大変御賛同いただいているんですが、先生、この法案の中でもし不備があるとすればどの点が一番不備だろうかと、この点だけ改正してもらいたいということがあると思ひます、何でしょうか。

千田参考人には、この伊藤先生の著書の中にも書いてあります、いわゆる農村空間を大切にす

る、農村というものを非常に力を入れて述べておられるんですが、僕はこの法案が適用されるには農村地帯といいますが地域も当然開発の中に入つてくると思ひます。今後、農村がどうあるべきか、この拠点都市整備法案の中でどうあつていくべきかということをお客様の上から御答弁をいただきたいと思ひます。

森瀧先生には、先ほど来御意見を聞いておりますと、公共事業投資が過剰投資である、もつと地場産業にそういうお金を回したらどうかということとでございますが、この法案は御承知のとおり六省庁にまたがつての法案でございますので、その中にはもちろん商工も入つてございますので、先生は、いわゆる活性化整備資金とか活性化基金とかというふうにして地場産業に対して補助金というものを与えていけばいいというような御意見を述べておられました。その点についての先生の御意見、公共事業というもののだけではなく、そういう補助金制度の中で地場産業にインパクトを与えていけばいいんじゃないかという御意見というふうな拝聴でしたが、逆に森瀧先生にはこの法案の一番いいところをひとつ御答弁いただければ幸ひでございます。

じゃ、伊藤先生からよろしくお願いをいたします。

○参考人(伊藤滋君) 私が一番欠けておりますと思ひますのは、やはり日本の歴史、風土に対する思い入れというのがないんじゃないか。この歴史、風土というのは単なる地形ではございませぬ。そこには、ある文化、その文化にはぐくまれた新しい教養人というのが都市の中に出てくるべきだ。そういう面は実体化できないんですけれども、日本のこれからの将来に非常に重要だと思ひます。

これは四日ほど前にOECDの「世界の都市の危機を考える」というところで、都市空間をよくするということと一緒に人間の都市で住むべきマナー、礼儀作法、そういうものを一体ヨーロッパの都市は教えてきたのか、産業革命の後にかつて

の教養主義的ないろんな美しい都市をつくる運動が二十世紀初頭にあつたんですが、それにかわる二十一世紀に向かつての日本型の都市あるいは巨大都市に対しての文化の深い、そういう都市空間をつくる運動というのがないではないか、そういう議論がございました。

そういう点で、砂粒のような人間ではなくて、日本の風土に合った、少し湿っぽくて、情緒性もあつて、家族を大事にして、隣近所ともある程度じつと我慢してつき合えるような、そういう都市空間をつくれればいい。しかし、都市というのは閉鎖的ではございませぬから、広がります。農村社会の非常に悪い面というのは余りにもそういう点が凝縮して煮こごつてしまふということ、そういうことはよくないんですが、その辺のバランスをうまくつかんでいくような、そういう雰囲気をつくり上げるような都市づくりというのはあるんじゃないかと思ひます。それはやはり人口が十万人ぐらいの都市だとできそうだなという希望を持っております。

○参考人(千田藤蔵君) ただいまの質問にお答え申し上げます。

十七条に、その調和を図るべきだ、配慮すべきだということがありまして、私はいよいよいいというふうな思ひますけれども、ぜひこの法律で農村計画も追加して一緒に基本計画の中に入れるということをしてもらいたいと思ひます。

都市は、特に地方都市は農村がなくては生きていきません。それは単に緑とか、それから空気がうまいとかということではなくて、やっぱり農村からで上がったのが町でありまして、絶対に農家、農村がない町ということはありまして、そういう点から、農村がどんどんなくなつて町だけができてくるということはあり得ないわけでありまして。

したがいまして、今の状態の中で農家が生きにくいのは大変でありますから、いろいろ所得補償方式というものを、米価は下がるかもしれない、あるいは自由化があるかもしれない、しかし一定

の農業を守るためには最低のといふか、ミニマムな生活をするために所得補償をすべきです。外国でやっておりまされども、そういうことを私は要求したいんであります。

特に山間部はそうでありまされども、それができなくても、少なくともこの地方拠点都市の計画の中に農村計画、例えば工場、事業所が来たら農家から一人探るとか、あるいはつづれた農地を交換するために緑化センターをつつたときにそれに補助をするとか、それを助長するとか、あるいは美しい風土のところに工場や都会が大きくなれば人口は多くなるわけですから、その人たちのレクリエーションのための農村の観光施設、例えば先ほど申し上げました民泊の施設を農家に経営させるとか、そういうようないろいろな方法をぜひひとつこの際出してもらいたい、こういうように思います。

○参考人(森瀬健一郎君) 今の御質問で、いいところというところでありまされども、まず一つは趣旨でございませう。地方の自立的成長、非常に明白な自立的ということが従来は言われなかつた。中身を見ますと、残念ながら自立的成長とは反するわけでありまされども。

それからもう一つ、これは従来の地域開発の反省が見られるとすると、最後のところで、これが国や地方公共団体の努力義務規定にとどまっているところがちよつと残念なんです、国土利用計画法に言う地価についての監視区域を指定して地価が上がるようにしろと言っている点、これは従来も、そういうところに指定されたりしますと何も来なくても必ず地価が上がるというようにございませう。従来の開発政策についての反省があるとしたら、そういうところかなというふうに思っております。

○委員長(山本正和君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、御多用のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を

代表して厚く御礼を申し上げます。

○委員長(山本正和君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案について、商工委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することとし、さらに今後他の関係委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合は、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本正和君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本正和君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、障害者・高齢者のための建築基準法改正等に関する請願(第二二七号)

一、身体障害者の家族及び介助者が運転する自動車の有料道路通行料金の割引に関する請願(第二二九号)

一、障害者・高齢者のための建築基準法改正等に関する請願(第二二九号)

一、身体障害者の家族及び介助者が運転する自動車の有料道路通行料金の割引に関する請願(第二二九号)

一、障害者・高齢者のための建築基準法改正等に関する請願(第二二九号)

一、身体障害者の家族及び介助者が運転する自動車の有料道路通行料金の割引に関する請願(第二二九号)

(第二二九号)

一、障害者・高齢者のための建築基準法改正等に関する請願(第二二九号)

一、身体障害者の家族及び介助者が運転する自動車の有料道路通行料金の割引に関する請願(第二二九号)

第二二七号 平成四年五月六日受理

障害者・高齢者のための建築基準法改正等に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村 晃一外十二名

紹介議員 中村 太郎君

現在、我が国においては国際的視野に立ち、健康者中心の社会構造が見直され、国民の生活大國を目標とした国づくりが推進されようとしている。この中核となる考え方は「社会の中には、障害者を持つ者も持たない者も、高齢者もいるいろいろな人たちがいる姿こそノーマルであるとするノーマライゼーションの原則」という考え方である。そして具体策として取り上げるべきものの一つは、国民生活の基盤である「公共・準公共建築物」である。

公共・準公共の建築物は国民の誰もが利用できる建築物はいまだ幾多の障害があり自由に利用できず、現状ではない。また、大型・多層住宅についても、高齢者や障害者に「住みやすい住宅、ハンディを感じさせない住宅」は必要不可欠である。ついては、早急に建築基準法を整備し、次の措置を採られたい。

一、今後建設されるすべての「公共建築物」、不特定多数の国民が利用する「準公共建築物」の構造は、すべて車いすやその他の障害者、高齢者が不自由なく利用できるような構造とするよう「建築基準法」で新たに定めるか、又はこのために必要な法律を定め、これを義務付けること。

二、大型・多層住宅は、今後建設及び改築するものは、車いすで利用できるものとなるよう「建築基準法」で新たに定めるか、又はこのために

必要な法律を定め、これを義務付けること。

第二二九号 平成四年五月六日受理

身体障害者の家族及び介助者が運転する自動車の有料道路通行料金の割引に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村 晃一外十二名

紹介議員 中村 太郎君

現在、身体障害者が運転する自動車に対し、有料道路通行料金の割引が実施されている。一方、実際には、自分で運転できない身体障害者がはるかに多数いる。この人たちは移動を家族や介助者に全面的に依存しているため、経済的に大きな負担を強いられいている。ついては、この人たちにも同等の割引制度を適用するよう、次の事項について実現を図られたい。

一、身体障害者(児)者が有料道路を利用する場合は、すべての身体障害者(児)者について有料道路通行料金の割引制度を適用すること。

第二二九号 平成四年五月七日受理

障害者・高齢者のための建築基準法改正等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六〇一 佐々木清美外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二九号 平成四年五月七日受理

身体障害者の家族及び介助者が運転する自動車の有料道路通行料金の割引に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六〇一 佐々木清美外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第二三二号 平成四年五月七日受理

障害者・高齢者のための建築基準法改正等に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

山口春幸外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

第二三二四号 平成四年五月七日受理

身体障害者の家族及び介助者が運転する自動車の有料道路通行料金の割引に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

山口春幸外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。

第二三二九号 平成四年五月七日受理

障害者・高齢者のための建築基準法改正等に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 坪田至

統外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

第二三三二号 平成四年五月七日受理

身体障害者の家族及び介助者が運転する自動車の有料道路通行料金の割引に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 坪田至

統外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。

第三号中正誤

ページ 段行 誤 正

三 三 終わり 体系的

二 二 買はます 買います

一 一 駅等 駅頭

一 一 お聞かせ お聞かせ

一 一 どうやって どうやって

第四号中正誤

ページ 段行 誤 正

四 四 他域 地域

二 二 終わり できる

二 二 務め 努め

三 三 において、は において、は

平成四年六月三日印刷

平成四年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局